

おたけの郷 実践 15 柱

1柱 一律のスケジュールやルールで入居者の方々を管理する運営は行わず、起床・就寝時間、食事時間や入浴日数、その日の過ごし方などにおいて画一的ではなく、自在性を持ってその日その日を組み立て、入居者の方の意思や状態が反映された入居者本位の生活を目指します。また逆に、自由とは名ばかりの放置した生活とならないよう、入居者の方個々人に必要に応じた支援を行います。

2柱 職員が一方的に何でもしてあげるといった介護は行いません。どんな障がいがあっても可能な限り自分に必要な生活行為は自分でできるようにという状態を維持したり、取り戻すことができるよう、日常生活に欠かすことのできない様々な生活行為の中で有する機能や能力を自然に使える支援を行い、心身機能の不活性化や廃用性を防ぎます。

3柱 食事は、「食にまつわる場面や行為を入居者の方々から切り離さず、可能な限り、本来ある生活力を發揮してもらう(失わないようにする)」ことを大切にしていくため、以下の取り組みを実践します。

*朝食 每食、入居者の方々がその日の気分で主食(ごはん・パン・おかゆ)を選択。主菜・副菜・汁物等の盛り付けや配膳は、入居者の方々と職員で行います。

*昼食・夕食 每食、選択用献立表を用いて主菜・副菜各2品以上の中からお好きなものを入居者の方個々人で選択。その後、選択したメニューの食材を厨房から受け取り、各ユニットで共同生活室内に設置されたキッチンにて入居者の方と職員が共同で調理し、盛り付けや配膳も行います。

4柱 入浴は介護保険法に定められている「介護老人福祉施設の運営基準」を遵守するとともに、夕食後の入浴も可能とする設備と人員配置を行い、可能な限り入居者の方個々人の状態やニーズに対応できるようにします。

5柱 出来る限り最期看取りまで入居者の方が暮らし続けられることができるようにしていくため、以下の取り組みを実践します。

*看護体制を強化(毎日12時間看護師を配置)します。
*毎日12時間看護師を配置することで、医療機関との連携を図りやすくします。
*咀嚼や嚥下、栄養の状態に応じた食材の加工や食種への対応、治療食が必要な方についても対応します。



6柱 夜間帯を通して24時間切れ目なく職員が支援に当たることができる職員体制をとります。

7柱 定期的に家族懇談会・意見交換会を開催(ユニット4ヶ月1回、全体年1回／原則)し、ご家族と共に運営に当たれるようにします。あわせて面会は24時間365日可能とし、家族関係の継続を応援できるようにします。

8柱 町内会に施設として加入し、地域活動に積極的に参加します。また、おたけ茶屋を利用していただくことでの住民交流のほか、地域交流スペースの貸し出しや展示スペースの提供などを通じて住民活動を応援するとともに、居宅介護支援事業所の併設や職員の介護・認知症等に関する出前講座を積極的に行い、施設が地域に身近な福祉・介護などの何でも相談処となれるようにしていきます。

9柱 ショートステイ(短期入所生活介護)の利便性を高めるとともに、計画性のある利用を可能とし、出来るだけ長く自宅での生活を継続できるように応援します。

10柱 身体拘束廃止委員会の設置ならびに身体拘束廃止の指針を策定し、身体拘束はもちろん、緊急事態が生じない限り原則、施設出入口ならびに建物内各所の施錠による行動制限は行いません。

11柱 プライバシーの保護や生命・財産の安全確保のため、施設内ルールの確立や個人情報に関する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを職員全員遵守します。

12柱 研修などを通じ、虐待についての職員の意識付けを繰り返し行い、虐待防止に努めます。

13柱 オール電化の導入や喫煙管理などの火の元の管理を行い、火災を未然に防ぐことに取り組みます。また、火災や災害に備え、訓練の定期的な実施や災害の備蓄などの対策をとるとともに、町内会などと防災協力体制を作っています。

14柱 各フロアに食品衛生責任者講習修了者を配置し、食品衛生の自主点検を定期的に行い、食中毒の防止に努めます。

15柱 感染症対策・衛生対策委員会の設置ならびに感染症及び食中毒の予防まん延防止の指針を策定し、感染症及び食中毒の発生防止に努めます。